

社会福祉法人宝山寺福祉事業団 梅寿荘 高齢者虐待防止に関する指針
(特別養護老人ホーム梅寿荘・養護老人ホーム梅寿荘・はあとぽーと梅寿荘)

1. 基本的な考え方

2006年(平成18年)4月に『高齢者虐待の防止・高齢者養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)』が施行された。

法人の介護理念『あなたらしさを いつまでも』に基づきその人らしく尊厳をもって生きていくことを阻むことがあってはならない。

人が尊厳をもち自分らしく生きていくという基本的な権利は脅かされてはいけない。高齢者虐待の防止のための取り組みは、即ち利用者の人権を守るための取り組みであることを理解する。

2. 高齢者虐待の捉え方

高齢者虐待を『高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること』と捉える。

3. 高齢者虐待の種類

区分	具体的な例
身体的虐待	<p>①暴力的行為※</p> <ul style="list-style-type: none">・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。・ぶつかって転ばせる。・刃物や器物で外傷を与える。・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。・本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・医療的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。・食事の際に職員の都合で本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる など <p>③「緊急やむを得ない」場合の以外の身体拘束・抑制。</p>

<p>介護・世話の 放棄・放任</p>	<p>①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など <p>②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対策を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している。処方通りの治療食を食べさせない。 など <p>③必要な用具の使用を限定し高齢者の要望や行動を制限なくさせる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など <p>④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防手立てをしていない。 など <p>⑤その他職務上の義務を著しく怠ること。</p>
<p>心理的虐待</p>	<p>①威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言ひ脅す。 など <p>②屈辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する ・日常的にからかったり、「死ね」「汚い」などと言う。 ・排泄の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など <p>③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコールを無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやって見せる。(他の利用者にやらせる)。 など ④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自便で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など ⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など ⑥その他 <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動介助の際に、早いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の進行している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着かえさせたりする。 など
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触する、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真を撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にすることや、下着のままで放置する。 ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。また、その場面を見せないための配慮をしない。 など

経済的虐待	<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する・ ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う。処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など
-------	--

4. 基本方針

(1) 法と法の精神の遵守

高齢者虐待防止法を遵守するのはもちろん、その精神の基本である【尊厳の保持】を遵守する。

(2) 高齢者虐待の予防

虐待につながる不適切なケアの防止と改善

○法人は定期的に職員に対して虐待の防止に関する教育・研修を実施する。また組織としてその仕組みづくりを行い徹底する。

(3) 高齢者虐待の早期発見

日々の利用者の変化に気づき、不適切なケアを黙認せず、虐待の兆候を早期に発見するよう努めるとともに、ひとりひとりの気づきを声に出し、速やかに各事業所で会議を開催してその状況を分析し虐待の有無を検証する。

(注：高齢者虐待防止法第5条1項)

(4) 梅寿荘（特養・養護・はあとぽーと）においては、高齢者虐待と同時に、いかなる場合においても身体拘束を行わないケアを行う。

5. 苦情・ご意見等の対応徹底

施設内、事業所内における虐待の防止を徹底するために、梅寿荘（特養・養護・はあとぽーと）は、利用者及びその家族等からの苦情やご意見について真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をする

(注：高齢者虐待防止法第20条)

6. 梅寿荘（特養・養護・はあとぽーと）の責務

高齢者福祉に携わる立場として、高齢者虐待を発見しやすい立場であることを自覚する。

7. 施設長及び管理者の責務

施設長及び管理者は、苦情処理体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待防止のための研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負うとともに、保険者に通報責務を負うものとする。職員から施設内外における虐待を受けたと思われる利用者及びその疑いがある案件の報告を受けた場合は速やかにこれを検証し、法人理事長に報告の上、保険者に通報（義務）する。また、この通報を行った職員に関し、そのことを理由に解雇・その他不利益な取り扱いは行われない。

（注：高齢者虐待防止法第 21 条第 1 項）

（注：高齢者虐待防止法第 21 条第 6 項）

生駒市役所

Tel : 0743-74-1111

FAX : 0743-75-4879

8. 職員の責務

職員は日頃より利用者に対し、「自分に置き換えて考え、言われて嫌なことされて嫌なことは言わない、しない」を原則とし、不適切であろうと思われるケアを発見した場合は、速やかに上長に報告する。思われるというのは確たる証拠を必要とするものではない。

附則

この指針は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。